

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部  
商業・サービス産業政策課】

6

北九州市告示第43号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月18日

北九州市長 北橋健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月5日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	1台	令和3年1月25日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 3 年 1 月 2 7 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 2 1 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	7 台	令和 3 年 1 月 2 6 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 3 年 1 月 1 3 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 2 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 1 月 4 日	
	2 台	令和 3 年 1 月 1 2 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 1 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 2 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 5 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 7 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 9 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 1 月 6 日	
	4 台	令和 3 年 1 月 2 0 日	
	3 台	令和 3 年 1 月 2 2 日	
	4 台	令和 3 年 1 月 2 7 日	
	1 台	令和 3 年 1	

		月 2 9 日	
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 1 8 日	北九州市若松区響南町 8 番
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 1 8 日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 3 年 1 月 4 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 1 5 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 1 月 4 日	
	2 5 台	令和 3 年 1 月 1 9 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 0 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 8 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 1 月 1 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 1 月 2 5 日	長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 3 年 1 月 1 9 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 3 年 1 月 6 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	4 台	令和 3 年 1 月 1 4 日	
	1 台	令和 3 年 1 月 2 0 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 3 年 1 月 2 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 1 月 7 日	三六自転車保管所

	1 台	令和 3 年 1 月 2 9 日
戸畑区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 3 年 1 月 4 日
	1 台	令和 3 年 1 月 5 日

北九州市公告第121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小嶺台コミュニティモール

北九州市八幡西区小嶺台一丁目1番40号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社FUKUSHO

代表取締役 福岡竜太

北九州市八幡西区上の原三丁目5番10号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (ア) 変更前
- |    |               |
|----|---------------|
| A棟 | 午前9時から午後8時まで  |
| B棟 | 午前10時から午後8時まで |
| C棟 | 24時間          |
| D棟 | 午前10時から午後8時まで |

- (イ) 変更後
- |    |                |
|----|----------------|
| A棟 | 24時間           |
| B棟 | 午前10時から午後10時まで |
| C棟 | 24時間           |
| D棟 | 午前10時から午後8時まで  |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (ア) 変更前
- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 区画1 | 24時間               |
| 区画2 | 午前9時30分から午後8時30分まで |
| 区画3 | 午前8時30分から午後8時30分まで |
- (イ) 変更後
- |     |      |
|-----|------|
| 区画1 | 24時間 |
| 区画2 | 24時間 |
| 区画3 | 24時間 |

4 変更する年月日  
令和3年2月9日

5 変更する理由  
営業政策上の理由による。

6 届出年月日  
令和3年2月8日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年6月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年6月18日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見